

公共部門における太陽光発電導入目標の実現に向けて（案）

令和 6 年 3 月 25 日
環 境 省

1. 公共部門における太陽光発電導入目標の設定について

2023（令和 5）年度に実施した政府、地方公共団体を対象とした調査結果を踏まえ、太陽光発電導入のポテンシャルの 50%に導入するとして目標を設定する。これを含め、

- ① 政府が保有する施設における導入目標（資料 2 - 2 において約 0.06GW）
- ② 地方公共団体が保有する施設における導入目標（資料 2 - 4 において約 4.82GW（※））
- ③ その他追加的な取組

により、合計で、2030 年度までに公共部門で 6.0GW の導入を目指すこととする。

※ 地方公共団体施設における「導入目標」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査により把握した太陽光発電設備の導入ポテンシャルをベースに試算したもの。ただし、下水道施設における「導入目標」は、第 17 回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 会議資料 1-1 「水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標」で公表されている数値を基に試算したもの。

各府省庁においては、①の目標に即して太陽光発電の導入に関する整備計画（以下「太陽光発電整備計画」という。）（案）を作成しているところであり、今後は、導入候補箇所の精緻化等を踏まえ必要な更新を行いつつ、太陽光発電整備計画に基づき計画的に導入を進めていくこととなる。

地方公共団体保有施設については、導入目標を参考に、地方公共団体自身が政府実行計画に準じた目標（自団体の設置可能な施設の約 50%以上に太陽光発電設備を設置する等）を設定し、自ら取り組むことを想定しているが、環境省をはじめとして関係省庁で連携しながら支援や助言、情報提供等を実施することとする。

上記③について、まずは追加的に下記の取組を行うことでポテンシャルの上積みが見込まれることから、2024（令和 6）年に関係府省庁の協力も得て関連の調査を行い、その結果を踏まえ、公共部門におけるポテンシャルに算入することとする。その上で、2030 年度の導入見込みである 6.0GW に導入目標を整合させつつ、実現に向けて取り組むこととする。

なお、ペロブスカイト太陽電池のような新技術について、現時点では考慮していないが、今後実用化された際にはこれまで設置できなかった箇所に設置できるようになる可能性があることから、新技術の開発状況や仕様の詳細が明らかになった段階で、改めてその扱いを検討することとする。

2. 導入ポテンシャルの把握に関する追加的な取組（1. ③）

- （1）既判定施設等（政府）における追加的なポテンシャルの再検討

簡易判定で現在C判定（技術的要因その他の要因により設置可能性が低い）となっている施設に関し、判定時に耐震対策未実施の建築物だったが耐震工事を行うことにより新耐震基準を満たすこととなった等により2030年度までに設置可能となるような場合について、追加的なポテンシャルとして深掘りを行う。

（2）独立行政法人等のポテンシャルの把握と目標への算入

独立行政法人等については、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、「所管の政府関係機関及び関係団体、地方公共団体等においてもこの計画の趣旨を踏まえた率先的な取組が行われることを期待し、本計画の周知を図る」こと、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）において、「各府省庁は、所管する独立行政法人、特殊法人及び国立大学法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す」とともに、「これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める」とされている。

現在、独立行政法人等については、政府実行計画の実施状況調査とあわせ、温室効果ガスの排出の削減等のための計画の策定状況等（太陽光発電設備の設置状況、導入目標の策定状況を含む。）を調査し、その結果を取りまとめて地球温暖化対策推進本部幹事会に報告しているところ、今後は、所管府省庁から太陽光発電のポテンシャルの調査や導入目標の設定を促しつつ、その把握に努め、公共部門におけるポテンシャルや導入目標に算入することとする。

なお、特殊法人（特殊会社含む）については、会社法上の株式会社形態をとるものも多いこと、業務の性格も法人ごとに多様であること、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度も法人ごとに多様であること、既に法人として温室効果ガスの削減目標等を掲げて取り組んでいるものもあることなどから、引き続き所管府省庁において計画策定等の取組を促し、実績把握に努めることとし、ここでの公共部門としての導入目標には算入しない。

（3）更なるポテンシャルの継続的な把握

（1）、（2）にとどまらず、更なる太陽光発電の導入ポテンシャルについて継続的にその把握に努め、公共部門におけるポテンシャルに算入することとする。

○2030年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）（令和3年9月 資源エネルギー庁）（抜粋）

【太陽光発電】導入見込み（現行政策努力継続ケース・政策対応強化ケース）

- ①現時点導入量は56GW、②既認定未稼働の稼働は18GW（※）。
※2018年に未稼働措置の実施により容量ベースで約75%の案件について運転開始が見込まれる結果であることを踏まえ、未稼働案件の75%が稼働する前提。
- ③2030年度までの新規導入見込量は、適地の減少等を考慮すると、今後、年間認定量が更に低下する懸念もあるが、現行の対策を継続し、今後も2020年度認定量の1.5GW/年を維持・継続すると想定し、14GWとなる。（現行政策努力継続ケース）
- さらに、各省における政策の検討を踏まえ、現時点で具体化されつつある政策を最大限・確実に実施することで、12GW程度の導入が見込まれる。（政策対応強化ケース、具体的な政策は以下参照）
 - （1）改正温対法によるポジティブゾーニング（再エネ促進区域を指定して積極的な案件形成を行う取組）や自治体の計画策定に対する支援【環境省】 4.1GW
 - （2）温対法に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門を率先して実行【環境省】 6.0GW
 - （3）空港の再エネ拠点化の推進【国交省】 2.3GW

区分	①現時点 導入量	②FIT既認定 未稼働の稼働	③新規認定分の稼働		合計（=①+②+③）		H27策定時
			努力継続	政策強化	努力継続	政策強化	
地上	41.3GW	17.2GW	4.8GW	26.2GW	63.3GW	100.0GW	
屋根	14.5GW	0.8GW	9GW		24.3GW		
合計	55.8GW (690億kWh)	18.0GW (225億kWh)	13.8GW (172億kWh)	26.2GW (326億kWh)	87.6GW (1,090億kWh)	100.0GW (1,244億kWh)	64GW (749億kWh)

※合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある

○規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

(5)国や地方公共団体が所有する公共施設における再生可能エネルギーの推進

No.	事項名	規制改革の内容	
30	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のP D C Aの改善	「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和3年10月22日公表）における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで6.0GW（以下「GW導入目標」という。）分の導入が見込まれているが、その達成に向けて着実にP D C Aを回していくために、以下の措置を講ずる。	
規制改革の内容		実施時期	所管府省
a	環境省は、各省庁及び地方公共団体に対して行うフォローアップ調査や施行状況調査等を通じて、施設の種別等に応じて太陽光発電のkWベースでの導入実績及び2030年度の導入見通しの把握を実施する。また、把握した地方公共団体の施設種別の導入実績・導入見通しは、各省庁に共有する。	令和4年度措置、以降毎年度実施	環境省
b	環境省及びその他各省庁は、aにおいて把握した国及び地方公共団体における導入見通しの総計とGW導入目標との整合性を踏まえて、施設種別に、kWベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定し、GW導入目標の達成に向けたP D C Aを回す仕組みを構築する。	aを踏まえて、令和5年上期措置	環境省 その他各省庁
c	関係省庁は、所管する行政分野に関する事務を担当する地方公共団体の各部署に対して、地方公共団体が所有する公共施設（敷地を含む）において主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入が進むよう支援や助言、情報提供等を実施する。	順次措置	警察庁 総務省（消防庁） 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省
d	環境省は、各省庁に対して行うフォローアップ調査等を通じて、各省庁が把握するよう努めた独立行政法人等の計画策定状況及びkWベースでの導入実績について取りまとめ、その状況を公表する。また、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに「国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進」に関する記載を追加しており、さらに、施行状況調査に地方独立行政法人の計画策定等に関する設問を追加し、結果を取りまとめて公表する。	令和5年上期措置	環境省
e	環境省は、低炭素社会実行計画等を策定している特殊法人であったとしても、当該法人が策定する同計画に、政府実行計画に定められた各種目標が内包されていない場合には、政府実行計画に準じた計画の策定を当該特殊法人に促すとともに、政府実行計画に準じた計画の策定が適当でない場合はその理由を把握する等の取組を各省庁に対して依頼する。	令和4年度措置	環境省

○規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）（抜粋）

<グリーン分野>(6)その他

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
79	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のP D C Aの改善	「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和 3 年 10 月 22 日公表）における 2030 年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで 6.0GW（以下「GW導入目標」という。）分の導入が見込まれているが、環境省及びその他各府省庁は、GW導入目標の達成に向けたP D C Aを回す仕組みとして連絡会議を設置し、当該連絡会議を活用して、施設種別のkWベースでの 2030 年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標の策定・精緻化も含め、GW導入目標の着実な達成に向けて適切に調整を行うなど必要な措置を講ずる。	令和 5 年上期措置、以降順次措置	環境省 内閣官房 内閣府 宮内庁 警察庁 こども家庭庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省 人事院 会計検査院※ ※内閣から独立した機関であるが、趣旨を踏まえ、オブザーバーとして参加している。